

県民ボランティア活動の促進のための施策の推進に関する基本方針（案）

平成 12 年 11 月策定

平成 28 年 3 月改定

1 基本的な事項

(1) 基本方針の性格

「ボランティア元年」と言われた阪神・淡路大震災の年から 20 年の間に、県民ボランティア活動は、活動団体の増加、活動分野・活動範囲の広がりなど連携・協働の輪が量的・面的に拡大し、社会において必要な活動として認識されている。

少子高齢化や人口減少が進展する中で、地域の課題解決や活性化のためには、公的領域と私的領域の中間に位置する公共的領域を県民の自発的・自律的な活動により担うボランティアセクターは、ますます重要になる。

こうした状況を踏まえ、今後の県民ボランティア活動を推進するための基本的な考え方を示す。

(2) 支援活動の範囲

① 県民ボランティア活動の広がりへの対応

公共的領域を担うボランティアセクターとして、多様化・高度化する県民ニーズに対応するため、今後とも県民ボランティア活動は、その活動主体や分野、範囲が広がっていくことが想定される。こうした多様な広がりに合わせて支援していく。

② ボランティアセクター、行政が担うべき領域の整理

自律的市民社会の実現に向けて、行政は、県民生活に欠かせない社会基盤の整備や基礎的なサービスの供給など基本的な役割を担い、ボランティアセクターが担う公共的領域を拡大させていくことが望まれている。

また、安心して生活できる地域社会を実現するためには、自助、公助とともに、ボランティアや近隣の助け合い等による共助・互助を組み合わせることが必要である。

このため、ボランティアセクターの機能が十分に発揮できる仕組みを充実するとともに、これまで行政が関わってきた領域について常に見直しを行っていく。

(3) 基本的な考え方

① 自発性・個別性などの尊重

県民ボランティア活動を行う県民や団体（以下、「活動団体等」という。）を支援するにあたっては、それらの自発性や自律性、個別性を尊重する。また、活動団体等が、社会情勢などの変化に伴う新しい課題について、先駆的、開拓的な活動を行っていることを認識しておく必要がある。

② ボランティアセクター、企業、行政における各主体の協力関係のあり方

県民に対する社会的なサービスを相互に補完し、相乗的に拡大していくためには、ボランティアセクター、企業、行政のそれぞれが成熟社会の担い手として自律し、相互に協力及び連携していくことが重要である。

また、県民により身近な市町との一層の連携を進めるとともに、広域性、専門性など県の特性を活かした支援を行う。

③ ひょうごボランティアプラザを中心とした支援の展開

県民ボランティア活動の全県支援拠点として整備したひょうごボランティアプラザを中心に、「交流・ネットワーク」「情報の提供・相談」「人材養成」「活動資金支援」「調査研究」「災害ボランティアの支援」に関する施策を効果的に実施する。

2 県民ボランティア活動の機会の提供及び基盤の整備に関する事項

(1) 機会の提供に関する事項

県民ボランティア活動が広く県民に理解され、親しまれ、楽しく参加でき、活動の輪が広がる機会の提供を行う。

① 気運の醸成

本来、県民ボランティア活動は自発的に行われるものであり、自然に広がっていくものである。しかしながら、活動に関心があるものの、活動に参加したことのない者が依然として多い一方で、活動団体からは、新たな担い手を求める声が強くなっている。

このため、幅広い世代の県民一人一人がそれぞれに興味・関心を持ち、無理なく継続できるボランティア活動を見つけるきっかけとなる情報を提供するとともに、継続的な参加につなげる取組を支援していく。

また、企業等が、地域社会の中で多様な主体と連携し、得意なことを活かして、県民ボランティア活動に積極的に取り組むことを推進する。県民ボランティア活動が広く県民に理解され、親しまれ、楽しく参加でき、活動の輪が広がっていくような機会の提供を行う。

② 有益な情報の提供

県民ボランティア活動に関する多様な分野の情報を、活動団体等に積極的に提供することが必要である。

このため、活動団体等の利便性に配慮しつつ、「行政や財団等における助成金や補助金制度、貸付制度や寄附などの資金調達の情報」、「安定した自主事業の創出に繋がる情報」、「他の活動団体等の情報」、「活動に必要とされる知識や技術を習得するための研修や講座の人材育成の情報」その他県民ボランティア活動での課題解決に役立つ情報を提供する。

③ 情報発信力の強化支援

活動団体の信頼を高め、活動の輪を広げるためには、その取組の方向や事業実施状況などの情報発信や情報公開が不可欠である。

このため、ICT等の各種媒体を活用した情報発信力の強化を支援する。

④ 多様なニーズに応じた学習機会の確保

県民ボランティア活動に必要な知識や技術は、参加者の年齢、経験、技術、能力などの状況により異なることから、各々の活動者の状況に応じた多種多様な学習機会を確保していくことが必要である。

このため、学習機会を提供する様々な機関と連携しながら、県民ボランティア活動を行おうとする県民、あるいは活動団体の構成員等に対して、活動者の目的や活動内容などに応じた多様な学習機会を体系的に提供する。

⑤ 交流・協働の促進

県民ボランティア活動への参加を希望する県民に対し、参加の機会を提供する。また、活動団体等相互の交流・協働とともに、ボランティアセクター、企業、行政の相互の交流・協働を図っていくことが必要である。

このため、活動団体等の交流イベントの開催などに対して支援する。また、地域や分野、課題ごとに、多様な主体が連携・協働して課題解決を図るため、ネットワークの仕組みやプラットフォームを構築するとともに、連携・協働を支援する中間支援組織等の充実強化を図る。

⑥ 学校等での体験機会の提供

県民ボランティア活動は、社会の一員として、人を思いやる心、ともに生きる心、地域を愛する心を培い、人のために活動することや創造することの喜びを実感するなど、その豊かな人間性を育む学習的意義を有する。

このため、活動団体等と連携した社会体験教育など、学校等を通じ、青少年期から県民ボランティア活動を理解し実践する機会を提供する。

(2) 基盤の整備に関する事項

県民ボランティア活動が今後とも成熟社会に根づき、広がるよう、その基盤となる活動環境の整備を行う。

① 調査、研究等の推進

県民ボランティア活動の状況など基礎的な情報を把握するとともに、ボランティアセクター、企業、行政の関係のあり方、ボランティアセクターの充実に向けた支援などについて、中間支援組織等と連携しながら、調査、研究等を行う。

② 支援拠点の整備・ネットワーク化

活動の立ち上げ期の支援及び自発的かつ自律的な活動を促進し、県民ボランティア活動が地域に密着するような環境づくりが必要である。

このため、市町等に対して、公的施設の各地域の活動拠点としての積極的な提供と、活動を支援するボランティア・市民活動支援センターの開設などを要請する。

また、ひょうごボランティアプラザと各地域の支援拠点との連携を推進するとともに、各地域・各分野別における施設などを活用した支援拠点のネットワーク化や事業の連携を推進する。

③ リーダーやコーディネーターの養成

活動の安定と充実に向けては、事業の企画実施や合意形成支援、組織運営などに関する専門性の高い人材の育成が必要となっている。

このため、今後とも、中間支援組織等と連携しながら、交流会や研修などの場の提供を通じて、質の高いリーダーやコーディネーターを養成する。

④ 実務のための支援

活動団体において生じる法律、会計や税務などの諸問題に対しては、各分野の専門家や中間支援組織等と連携しながら、特定非営利活動法人の設立の認証相談、補助金や助成金に関する申請事務の相談のほか、特定非営利活動法人等に関する法律、会計や税務などの実務に対する個別相談や講座などの支援を行う。

⑤ 財政的な支援

活動団体等の自発性や自律性を損なうことがないように留意するとともに、時代のニーズを踏まえ、事業委託やひょうごボランティア基金などを活用した資金助成を行う。

また、各活動団体において独自に寄附金をはじめ活動資金を確保するよう助言を行うとともに、中間支援組織等と連携しながら寄附文化の醸成を図っていく。

⑥ 社会環境の整備

従業員が県民ボランティア活動に参加しやすく、気軽に活動できるよう、企業等に対して、その事業活動が地域社会と密接な関係にあることについて理解を促し、ボランティア休暇制度の導入やボランティア保険の加入など活動に取り組みやすい環境整備に努めることを呼びかける。

⑦ 災害ボランティア活動を支える体制の整備

災害復旧・復興の各段階において、被災者に寄り添い、ニーズにきめ細かく対応する災害ボランティア活動は不可欠となっている。

このため、平時から、被災者ニーズに応じた活動が推進できる体制づくりや、災害ボランティアに参加しやすい仕組みづくりを推進する。

⑧ 県民運動の一層の展開

昭和 62 年以來、県内各地域で繰り広げられてきた県民運動を通じて、県民やボランティア団体の自発的・自律的な意識が育まれてきたことを踏まえ、今後とも、ボランティアセクターの充実に向け、主体的な県民参加を促す県民運動を一層展開する。

3 県が県民ボランティア活動の促進のための施策を実施するにあたり配慮すべき重要事項

(1) 地域特性の配慮

兵庫県は広大な面積を有し、多彩な地勢、気候、風土をもつ。こうした地域特性を生かした県民ボランティア活動や個性豊かな活動を今後とも尊重していく。

(2) 他府県、国、諸外国等の施策動向の配慮

他府県、国、諸外国等のボランティア活動の促進のための施策を見極めながら、本県の施策について配慮していく。

4 前3号に掲げるもののほか、県民ボランティア活動の促進のための施策を推進に関する重要事項

(1) 総合的な施策の推進

県民ボランティア活動は、各分野にまたがることから、地域協働推進本部のもと、全庁横断的体制で、その促進施策を総合的かつ計画的に推進する。

(2) 時代の要請による対応（フォローアップ）

時代の要請によってボランティアセクターの役割や形態は変化することから、その時代の県民ボランティア活動の実態を踏まえながら、本基本方針に基づく施策について、透明性を高めつつ、適宜、評価を加え見直しを行っていく。

